

一奉行中并諸役人同役寄合の時、相談時刻移候は、かろき科は可被遣之態と滯座有之て酒宴等之催無用に候、總て御用の儀無底意申談、尤遲滯ならざる様に可被心掛事、

一奉行諸役人中は、不依何事好候儀を、專翫候儀は遠慮可然候、其好む所にたより、秘計をも廻らし申事候、尤賄賂の筋無之様に、常々家來へも可被申付事、

一勝手不如意の輩も、内證奢は不相止、剩家來扶助等疎成も有之様に相聞候、從前々御條目にも、万儉約を用、私の奢すべからざる旨被仰出候、向後彌急度可被相守事、

一分限不相應に供をも減、外出候輩も有之由相聞、如何に候間、相應にあるべき事、
一かろき町人體の者など、心易仕候儀有之まじく候間、可被心附事、

右之通可被相守候、以上、

八月

別紙之趣奉得御内意候間、堅相守らるべく候、總而被仰出候儀可相守儀に候へども、奉承知候迄之儀の様に、成行候御役人の儀は別て被仰出候趣、とくと吞込慎候は、自然と外々へも移り可申事に候、此度相達候趣、後々迄忘却無之様に追々被仰付候、御役人へも申繼候様可被相心得候、此兩度の御書付は別て深尋子細有之により、こゝに記出さしむ、

此等の類の事どもは、毎々一通の御書付よりも、別て疎に存べき品ならず候、武士の風俗、御奉公仕者の本意、且又畢竟今泰平益安穩の天下、各日々夜々榮耀花美に成行候へば事安からず、されば其事の易からぬより、をのづから禮義亂て、信を失ひ調がたく處、徳川吉宗之御示教深忝次第也、

〔告志篇〕我等徳川淺學不才にて、義文辭とても行届かね候得共、存付候事包み居候ては、我等の愚意も不相分、愚意成として隠すべきにもあらねば、書つゝりて一冊となし、近侍のものへ爲見せ